

生活環境に項目係る排水基準の測定方法

項目	許容限度	測定方法	詳細
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの：5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1	ガラス電極法
生物化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L以下	JIS K0102 21	JIS K0102 21 JIS K0102 32.1 ウィンクラージャシ化ナトリウム変法 JIS K0102 21 JIS K0102 32.2 ミラー変法 JIS K0102 21 JIS K0102 32.3 隔膜電極法
化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L以下	JIS K0102 17	滴定法
浮遊物質量	200（日間平均150）mg/L以下	環告第59号 付表9	ろ過重量法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L以下	環告第64号 付表4	抽出法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L以下	環告第64号 付表4	抽出法
フェノール類含有量	5mg/L以下	JIS K0102 28	前処理（蒸留）後、4-アミノアンチピリン吸光度法
銅含有量	3mg/L以下	JIS K0102 52	フレイム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法
亜鉛含有量	2mg/L以下	JIS K0102 53	53.1 フレイム原子吸光法 53.2 電気加熱原子吸光法 53.3 ICP発光分光分析法 53.4 ICP質量分析法
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	JIS K0102 57	フレイム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	JIS K0102 56	フレイム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法
クロム含有量	2mg/L以下	JIS K0102 65	ジフェニルカルバジド吸光度法 フレイム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>2</sup> 以下	昭和37年厚建令第1号	平板培地法
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L以下	JIS K0102 45	総和法 紫外線吸光度法 流れ分析法
磷含有量	16（日間平均8）mg/L以下	JIS K0102 46	ペルオキソニ硫酸カリウム分解法 硝酸-過塩素酸分解法 硝酸-硫酸分解法 流れ分析法

【備考】

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の趣旨に於いて出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。